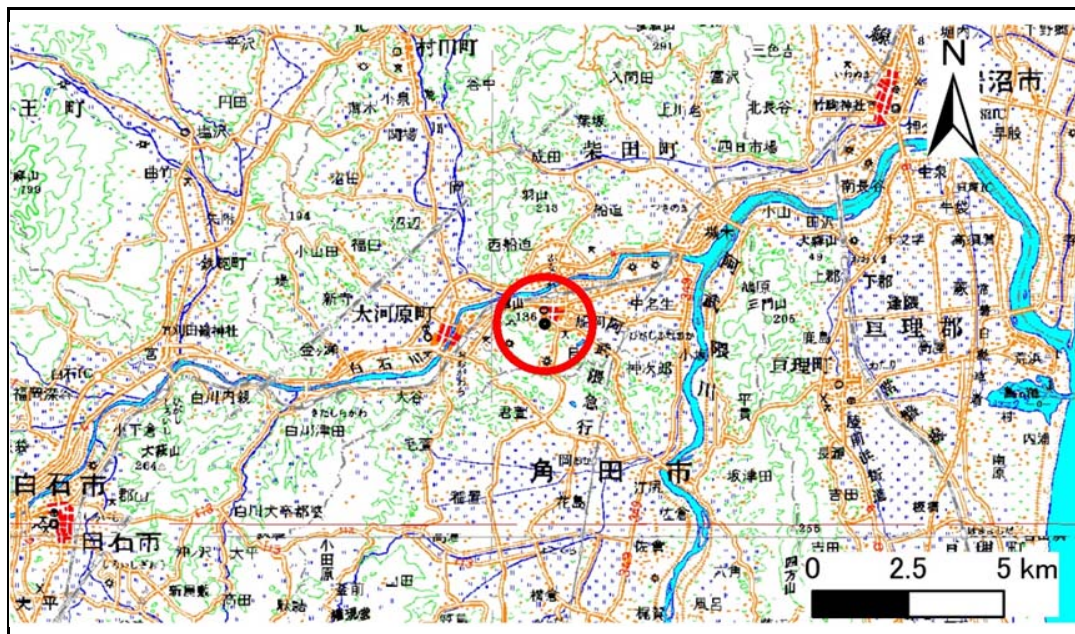


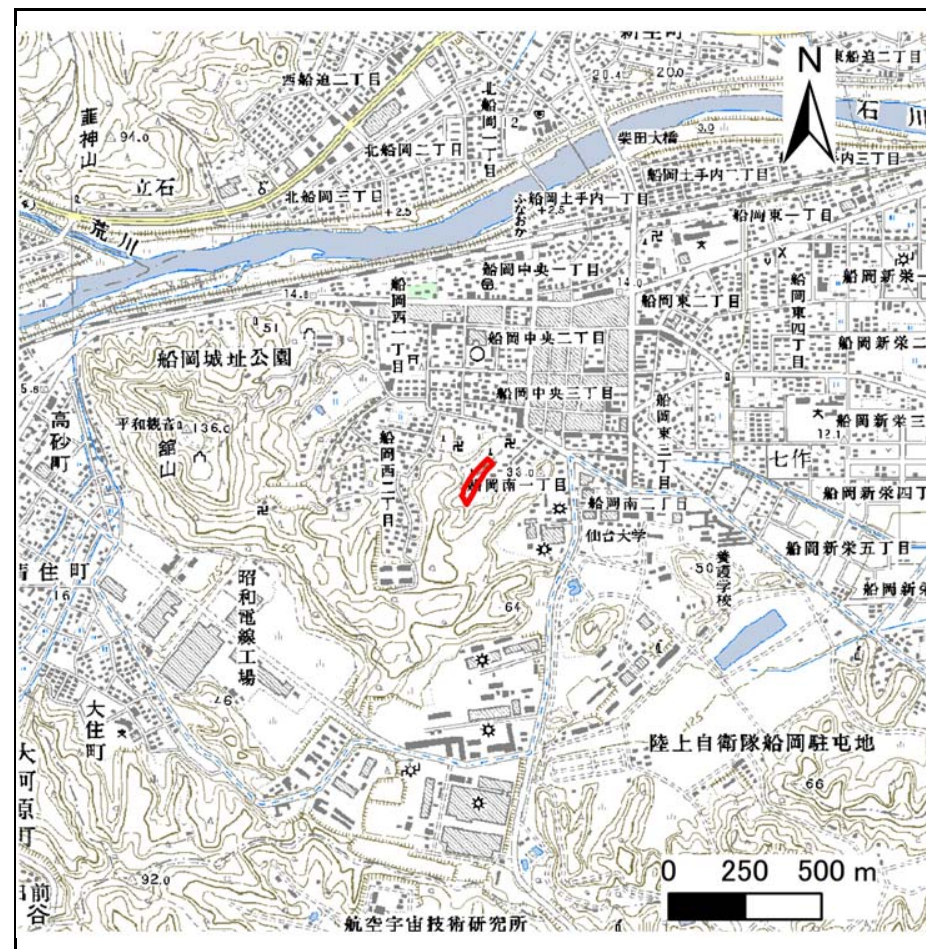
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第321号
告示年月日	平成28年3月29日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-自-0088(1311000088)
箇所名	船岡南一丁目の1
所在地	柴田郡柴田町船岡南1丁目
調査機関	宮城県大河原土木事務所



位置図 (S=1:200,000)



位置図 (S=1:25,000)

宮城県

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図20000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号平27情複、第1003号)」

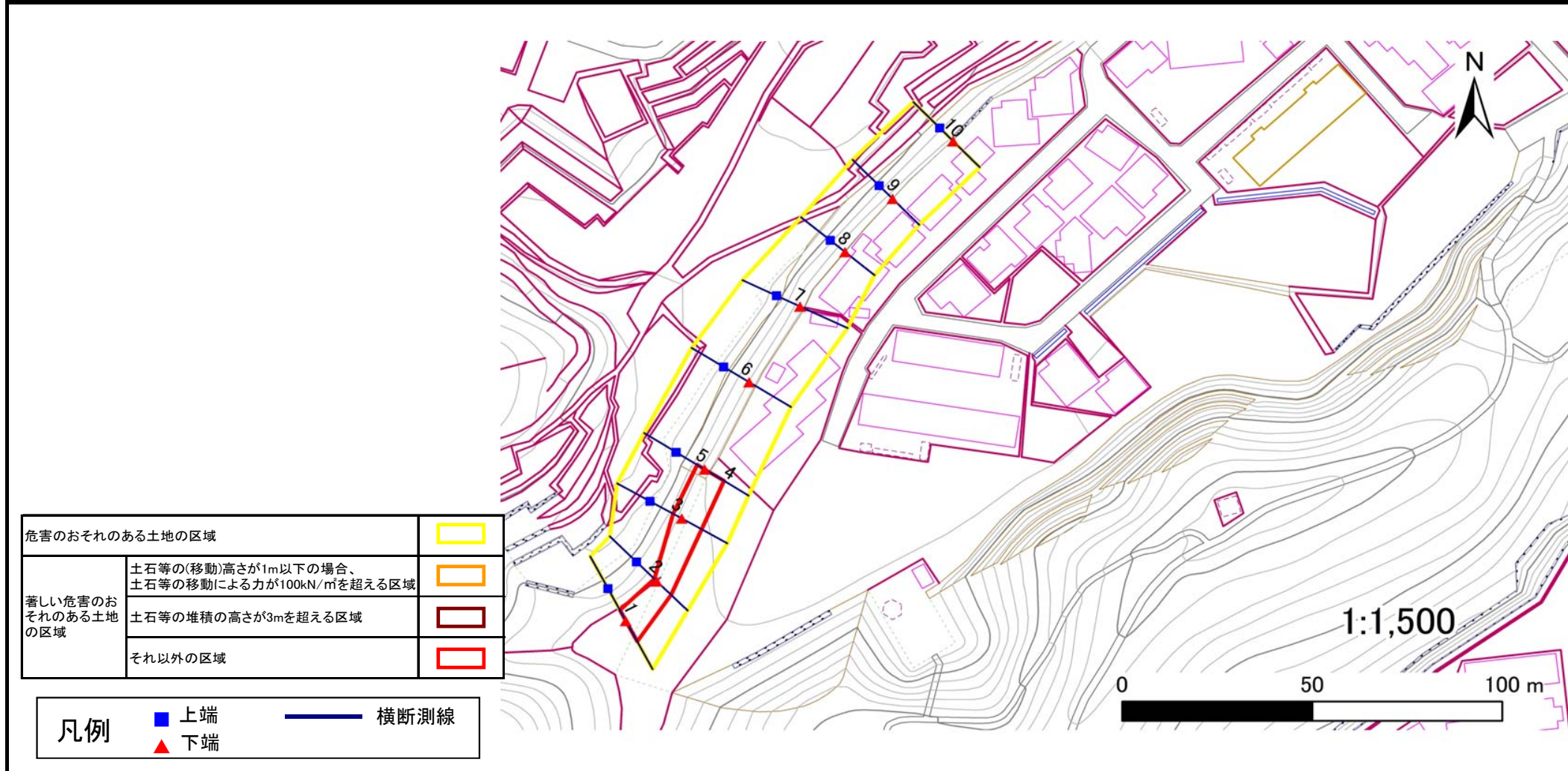
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第321号
告示年月日	平成28年3月29日

危害のおそれのある土地の区域、著しい危害のおそれのある土地の区域の設定図

調査年度	平成27年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-0088(131100088)	箇所名	船岡南一丁目の1	所在地	柴田郡柴田町船岡南1丁目
---------	------	---------------------	-----	----------	-----	--------------



危害のおそれのある土地の区域	□	
著しい危害のおそれのある土地の区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域	□
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域	□
	それ以外の区域	□

凡例	■	上端	—	横断測線
	▲	下端		

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第321号
告示年月日	平成28年3月29日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-0088(1311000088)	箇所名	船岡南一丁目の1	所在地	柴田郡柴田町船岡南1丁目
---------	------	----------------------	-----	----------	-----	--------------

横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域		土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの	土石等の高さ	力の大きさのうち最大のもの	土石等の高さ	力の大きさのうち最大のもの	土石等の高さ	力の大きさのうち最大のもの	土石等の高さ	力の大きさのうち最大のもの	土石等の高さ	力の大きさのうち最大のもの	土石等の高さ	力の大きさのうち最大のもの	土石等の高さ	力の大きさのうち最大のもの	土石等の高さ
	(Kn/m ²)	(m)	(Kn/m ²)	(m)	(Kn/m ²)	(m)	(Kn/m ²)	(m)	(Kn/m ²)	(m)	(Kn/m ²)	(m)	(Kn/m ²)	(m)	(Kn/m ²)	(m)
1 ~ 2	-	-	80.4	1.0	-	-	8.7	1.8	~							
2 ~ 3	-	-	75.8	1.0	-	-	8.7	1.8	~							
3 ~ 4	-	-	75.8	1.0	-	-	8.8	1.8	~							
4 ~ 5	-	-	-	-	-	-	-	-	~							
5 ~ 6	-	-	-	-	-	-	-	-	~							
6 ~ 7	-	-	-	-	-	-	-	-	~							
7 ~ 8	-	-	-	-	-	-	-	-	~							
8 ~ 9	-	-	-	-	-	-	-	-	~							
9 ~ 10	-	-	-	-	-	-	-	-	~							
									~							
									~							
									~							
									~							
									~							
									~							
									~							
									~							
									~							
									~							
									~							
									~							
									~							
									~							
									~							
									~							
									~							
									~							
									~							
									~							
									~							
									~							
									~							
									~							
									~							
									~							
									~							
									~							